

今後のEPA戦略について

国境措置のあり方について

平成19年4月11日

農林水産省

農林水産分野におけるEPAへの取組

東アジアを中心に農林水産業、食品産業の共存・共栄を図るEPAを推進

基本的姿勢

我が国農林水産業の構造改革を加速化しつつ、スピード感を持ってEPAに取り組む

- ・ 我が国全体としての経済上の利益、外交上の利益を考慮
- ・ 農林水産業協力も活用し相手国・地域の農山漁村の生活向上に資する
- ・ ニッポン・ブランドの農林水産物・食品の輸出促進、食品産業の海外進出など「攻めの農政」の実現を図る
- ・ 食料安全保障や、我が国で進行中の農林水産分野の構造改革の努力への影響を考慮

総合的な質の高いEPAの実現

- ・ 相手国・地域における知的財産権の保護、食の安全の確保、食品産業等の投資環境の整備
- ・ 地球環境問題への対応、有限な天然資源の持続的利用の確保

進 あ 整 両
る 合 者
推 性 の

(EPAはWTOを補完するものとして推進)

WTO農業交渉方針

我が国は、「多様な農業の共存」を基本理念とし、農業のもつ多面的機能、食料安全保障の確保等の非貿易的関心事項が十分に配慮され、柔軟性があり、食料輸入国と輸出国に対する規律のバランスのとれた貿易ルールの確立を目指す
〈関税削減交渉において、重要品目の適切な取扱と品目数の確保を主張〉

EPA締結の相手国に関する基本的考え方

1. 交渉相手国に関する基準

平成16年12月経済連携促進関係閣僚会議「今後の経済連携協定の推進についての基本方針」(抜粋)

①有益な国際環境の形成

・WTO交渉等の国際交渉において、我が国が当該国・地域との連携・協力を図り、我が国の立場を強化することができるか否か。

②国全体としての経済利益の確保

- ・農林水産品の輸出の実質的な拡大、円滑化が図れるか否か。知的財産権保護等の各種経済制度の調和等により、我が国進出企業のビジネス環境が改善されるか否か。
- ・我が国への安全・安心な食料の安定的輸入、輸入先の多元化に資するか否か。
- ・農林水産分野については、我が国の食料安全保障の視点や、我が国で進行中の同分野の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか。

③相手国・地域の状況、EPA/FTAの実現可能性

- ・我が国及び相手国・地域がそれぞれ相手方との関係で抱える、自由化が困難な品目にはどのようなものがあるか。そうした双方の困難さにお互いが適切な考慮を払うことができるか否か。
- ・当該国・地域以外の国・地域に対し貿易投資上生じ得る影響を巡り摩擦等が生じないか。
- ・当該国・地域との経済連携のあり方として、関税の削減・撤廃を中心とするFTAが最も適切か否か。

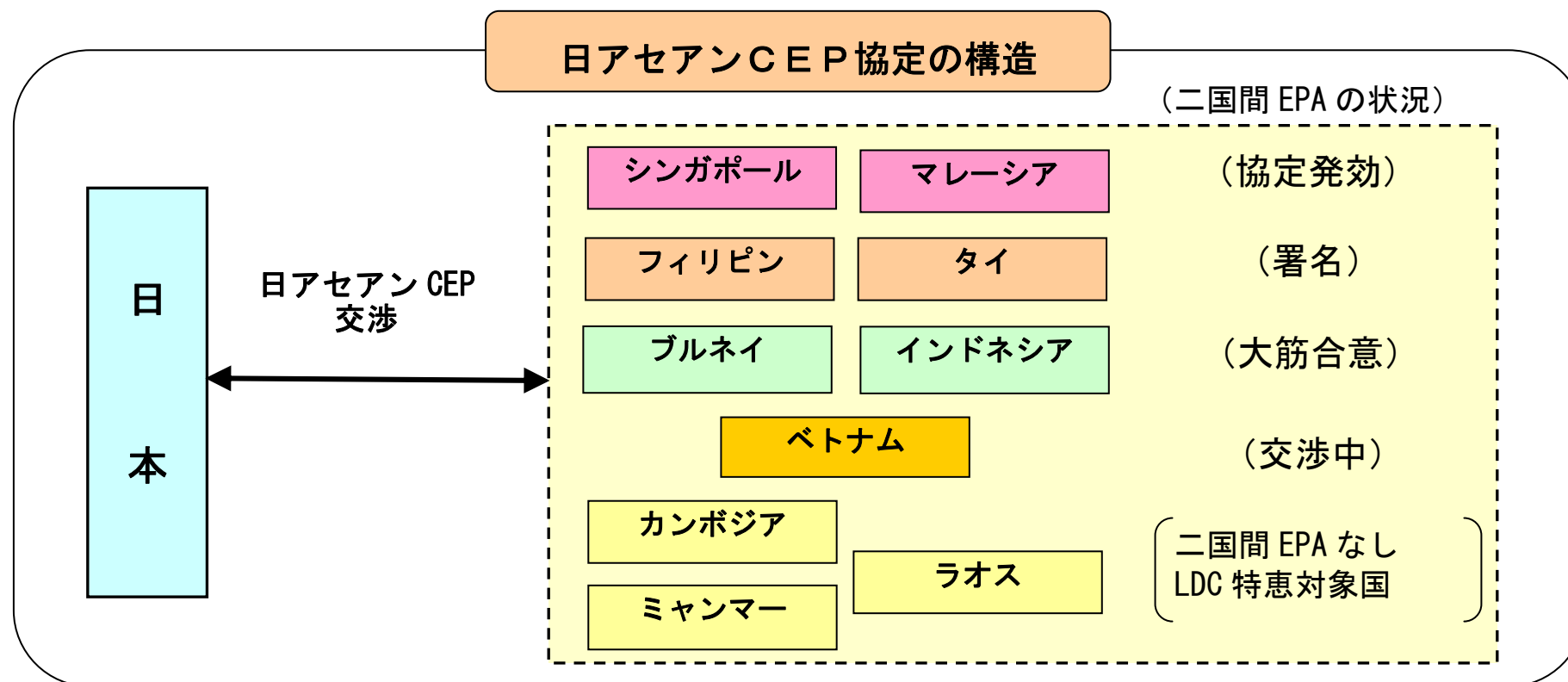
※相手国との経済関係の現状等も踏まえつつ、いわゆる自由貿易協定(FTA)ではない経済連携のあり方、例えば、投資協定、相互承認協定の締結、投資環境の整備などについても選択肢として検討する。

2. 農林水産分野における考え方

- 我が国全体としての経済・外交上の利益を考慮
- 食料輸入の安定化・多元化、我が国農林水産物の輸出の拡大、食品産業の海外進出のための環境改善といったメリットが実現できるか
- 食料安全保障や農林水産業の構造改革の努力に悪影響を及ぼさないか
- 当該国以外の国との貿易・投資上の友好関係に悪影響を及ぼさないか

日アセアン包括的経済連携（CEP）交渉について

- 平成 17 年 4 月から、アセアン全体との交渉（日アセアン包括的経済連携（CEP）交渉）を開始し、これまでに 6 回の交渉会合を開催。
- 物品貿易については、モダリティ（関税撤廃の方式）を中心に議論。これまで、他の 10 カ国に共通の譲許を適用する共通譲許方式や、共通原産地規則の採用に合意。
- 本年 1 月、我が国は、貿易の 9 割超を 10 年以内に関税撤廃し、それを上回る部分についても関税削減等の規律の対象とすることを提案。この案を交渉の基礎とすることでアセアン側と合意。
- 次回会合を今月中に開催予定。



広域経済連携について

アセアン+3 F T A (EAFTA) (アセアン・日中韓)

- 昨年8月、専門家研究の報告書が取りまとめ。本年1月のアセアン+3首脳会議において、専門家研究の継続が合意。
- 現在、同研究の進め方について調整中。

【アセアン+3首脳会議（本年1月）議長声明抜粋】

我々は、統合の実りある道筋として東アジア自由貿易地域(EAFTA)を歓迎した。(中略)EAFTAの専門家グループによるフィージビリティースタディの成果を歓迎した。今後の方策として、我々はまた、EAFTAに関するセクター別のより深い研究を含む民間研究の・・・提案を歓迎した。

アセアン+6 E P A (CEPEA) (アセアン・日中韓印豪NZ)

- 本年1月の東アジアサミットにおいて、安倍総理から民間研究の開始について提案し、各国の合意を得た。
- 現在民間研究の立ち上げに向け準備中。

【東アジアサミット首脳会議（本年1月）議長声明抜粋】

我々は、東アジアサミットの参加国間の東アジアEPA構想(CEPEA)に関する専門家研究の立上げに合意した。我々は、アセアン事務局に対し、同研究のタイムフレームの準備と、全ての国が同研究に各々の参加者を登録させるよう要請させることとした。

F T A A P (アジア太平洋の自由貿易圏)

- 昨年11月のAPEC首脳会合において、長期的な可能性としてのFTAAPを含む、地域経済統合を促進する方法等の研究について合意。
- 本年の首脳会談への報告に向け、高級事務レベルで研究を実施中。

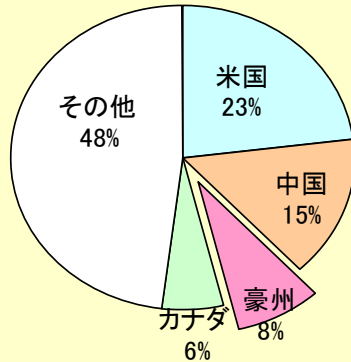
【APEC首脳会合（昨年11月）首脳宣言抜粋】

APECの長期的な可能性としてのFTAAPを含む、地域経済統合を促進する方法と手段に関する更なる研究を行い、2007年の首脳会談に報告するよう、事務方に指示した。

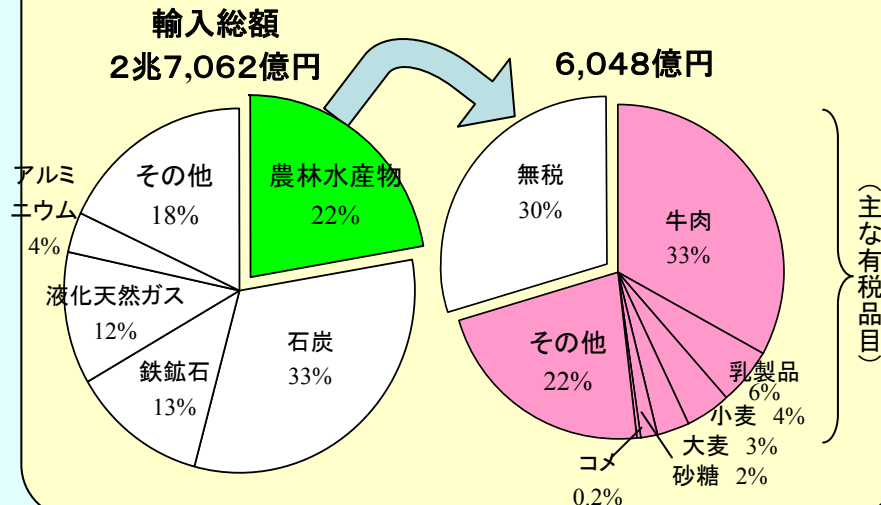
日豪EPAについて

国内農林水産業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、農林水産業への影響を踏まえ、日本として最大限の利益を得られるよう、政府一体となって交渉

農林水産物の主要輸入国



豪州からの輸入



資料：財務省「貿易統計」2005

最近の動き

日豪政府間共同研究最終報告書(抜粋)

交渉はあらゆる品目と課題が取り上げられ、また、「段階的削減」のみならず「除外」及び「再協議」を含むすべての柔軟性の選択肢が用いられるものとして開始される。

交渉過程においては、固定的な交渉期限を定めずに、徹底し、かつ十分な協議を行うことが必要。

(平成18年12月公表)

日豪首脳電話会談(平成18年12月) ～交渉開始に合意～

交渉に当たっては、センシティブな品目に十分配慮し、特に日本にとっての農業等の重要性を認識しながら、相互利益の実現を目指す考えである。

(会談における安倍首相の発言要旨)

日豪首脳会談(平成19年3月) ～会談後の共同記者会見より～

【安倍首相】

固定的な交渉期限を定めることなく、徹底して、かつ十分な協議を行うことが必要であろうと思う。

【ハワード首相】

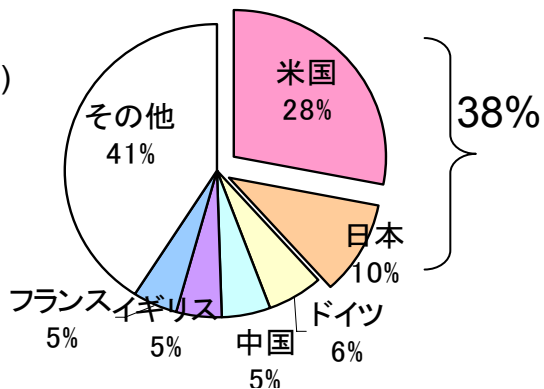
両名(安倍総理・ハワード首相)ともにEPAに向けた交渉が長期的になるだろうと思っている。

第一回交渉は、4月23、24日(キャンベラ)

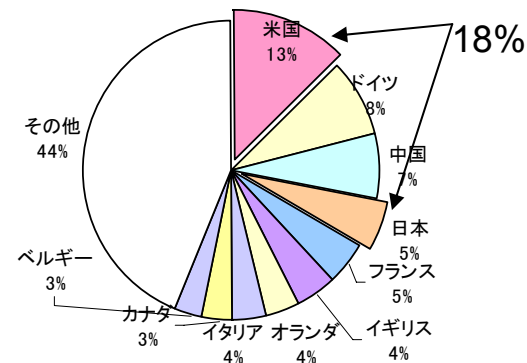
日米EPA/FTAについて

日米両国は、GDPで世界の約4割、貿易総額で約2割を占める経済大国でありEPAの締結により、WTOを中心とする多国間貿易体制や他の諸国へ大きな影響を与える懸念。

世界のGDP総額
44.4兆ドル (2005年)

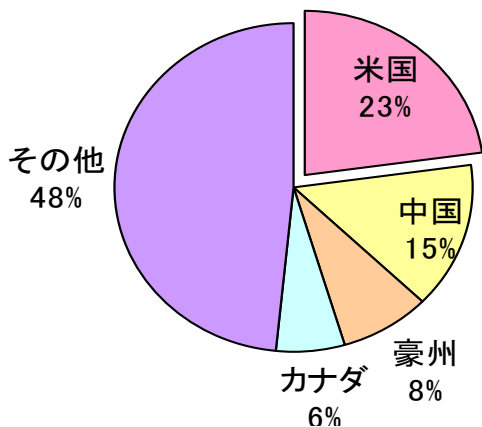


世界の貿易額
20.7兆ドル (2005年)

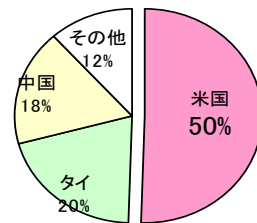


米国からの輸入農林水産物の多くは、我が国農林水産業、地域への影響が大きい品目。

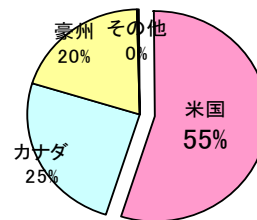
農林水産物輸入総額: 7兆6,570億円(2005年)



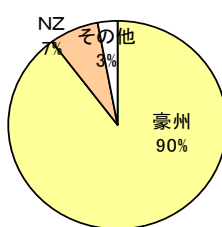
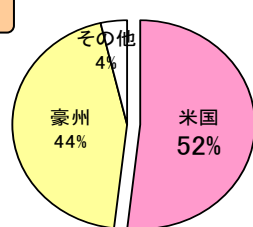
米



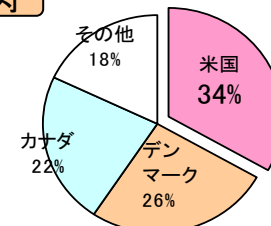
小麦



牛肉



豚肉



貿易額ベースに加え、品目（タリフライン）ベースで高い自由化率を目指すべきとの意見について

我が国としては、「貿易額ベースで9割以上の関税撤廃」を目安に取り組んでいる。

貿易額ベースの基準は、貿易実態を反映し適当

【品目数ベースの問題点】

品目数ベースでは、貿易実績の大きい品目が貿易実態に見合ったカバー率としてカウントされないなど、必ずしも貿易実態を反映しない。

EPA／FTAの推進のためには、カバー率等は現実的な水準とすることが適当

我が国には、農林水産分野に多くのセンシティブリティが存在。世界最大の食料純輸入国として、センシティブ品目であっても輸入に依存するものも多い。

カバー率のハードルを上げすぎると、多くの国とのEPA／FTAの締結が困難となるおそれがある。

カバー率については、WTO協定との整合性を確保しつつ、
① 貿易額を反映した貿易額ベースの基準による、
② 我が国にとって現実的な水準を目標、とすることが適当。

「国境措置」について

国境措置（関税）は、国産品と輸入品を対等にするための手法であり、WTOで認められているもの

1 諸外国との生産性格差を調整するため、我が国農業としては必要不可欠

我が国の農業は国土条件の制約等があり、米国、豪州等の農業との間には、埋めることができない生産性格差が存在する。こうした生産性格差を調整するための国境措置が必要。

○ 我が国と豪州の国土・農業の比較

	日本	豪州	日本との比較
国土面積(百万ha)	38	774	20倍
農用地面積(百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積(ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当たり 農地面積(ha/人)	0.04	22.9	573倍

資料：国土面積及び農用地面積はFAOSTAT(2002)。その他の指標は、日本は2005年(農林業センサス等)、豪州は2003年(豪州作物統計)。豪州の農用地の大半は放牧地(耕地面積は農用地面積の1割で48百万ha)

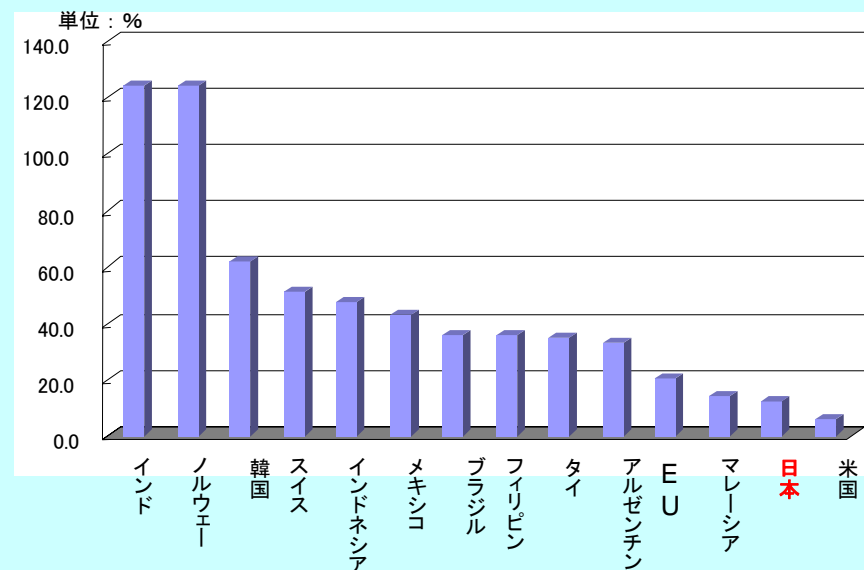
3 関税率は内外価格差に基づいて設定

コメ、小麦、乳製品等の関税水準は、UR合意を踏まえ、従来の国境措置が関税化される際、内外価格差に基づき、関係各国とも調整の上、決定されたもの。

2 我が国農産物の関税は低水準

我が国の農産物平均関税率は12%であり、米国(6%)に比べれば高いものの、相当量の輸出を行っているEU(20%)やアルゼンチン(33%)よりも低い水準。

○ OECD加盟国の農産物平均関税率(2000年協定税率)



出典：OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

農業が有する多面的機能の発揮と国境措置

- 国土や自然環境の保全などの農業が有する多面的機能は、農業生産活動によって発揮されるものであり、国境措置を含む各種農業政策により、国内農業の維持・発展が図られることを通じて確保されてきているところ。
- 一方、多面的機能の個々の要素を捉えて、農業生産と切り離して農業政策以外の手法により確保するという考え方については、
 - ① 例えば、洪水防止機能を代替するためには相当数のダムを建設する必要が生じるように、市場に評価されないで農業が賄ってきた機能を代替することに新たに多額の財政負担が必要になるとともに、
 - ② 農業が古来から継続されることによって伝えられてきた我が国独自の文化の伝承、日本の原風景たる良好な景観の形成など、農業によってもたらされる多様な機能のすべてを代替しうるのかという問題。
- また、国境措置に代えて所得補償等他の農業政策によって多面的機能を確保するという考え方については、巨額の財政負担を行ってこれらの政策を講じても、国境措置の機能のすべてを代替できず、国内農業の縮小、ひいては多面的機能の低下を招くおそれがあり、納税者の理解が得られない。(2月26日WG説明資料)



○多面的機能のうち貨幣評価試算が行われているもの

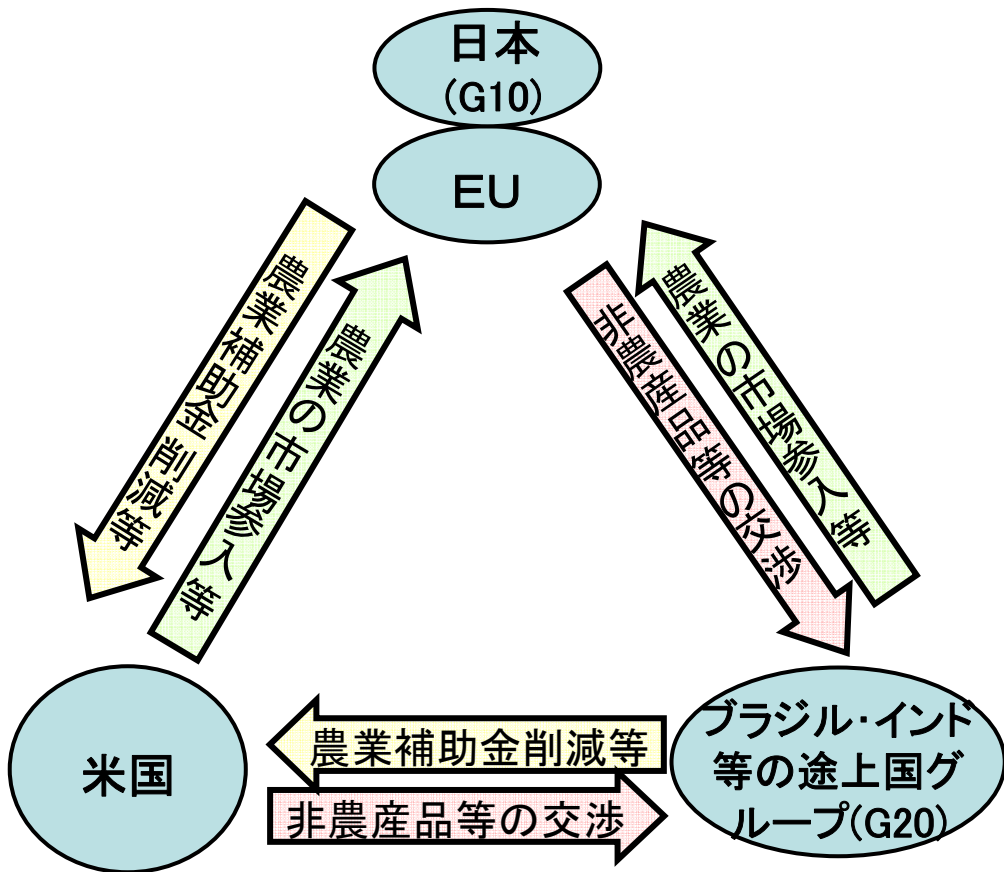
(平成13年11月 日本学術会議答申・三菱総合研究所調査研究報告書より)

機能の種類	評価額	評価方法
洪水防止機能	3兆4,988億円/年	農地に一時貯留される水量について、治水ダムを代替財として評価(代替法)
河川流況安定機能	1兆4,633億円/年	水田から河川に還元される水量について、利水ダムを代替財として評価(代替法)
地下水涵養機能	537億円/年	水田によって涵養される地下水のうち農業利用を除く地下水利用分について、水価割安額によって評価(直接法)
土壌侵食(流出)防止機能	3,318億円/年	耕作によって防止されている土壌流出量について、砂防ダムを代替財として評価(代替法)
土砂崩壊防止機能	4,782億円/年	耕作の継続により低減されている土砂崩壊のリスクにより評価(直接法)
有機性廃棄物処理機能	123億円/年	農地還元されている有機性廃棄物について、最終処分場を代替財として評価(代替法)
気候緩和機能	87億円/年	近隣に水田があることによる冷房料金の節減額により評価(直接法)
保健休養・やすらぎ機能	2兆3,758億円/年	都市部の世帯による農村地域における保健休養・やすらぎ機能に対する家計支出額により評価(代替法)

WTO農業交渉にのぞむ我が国の考え方

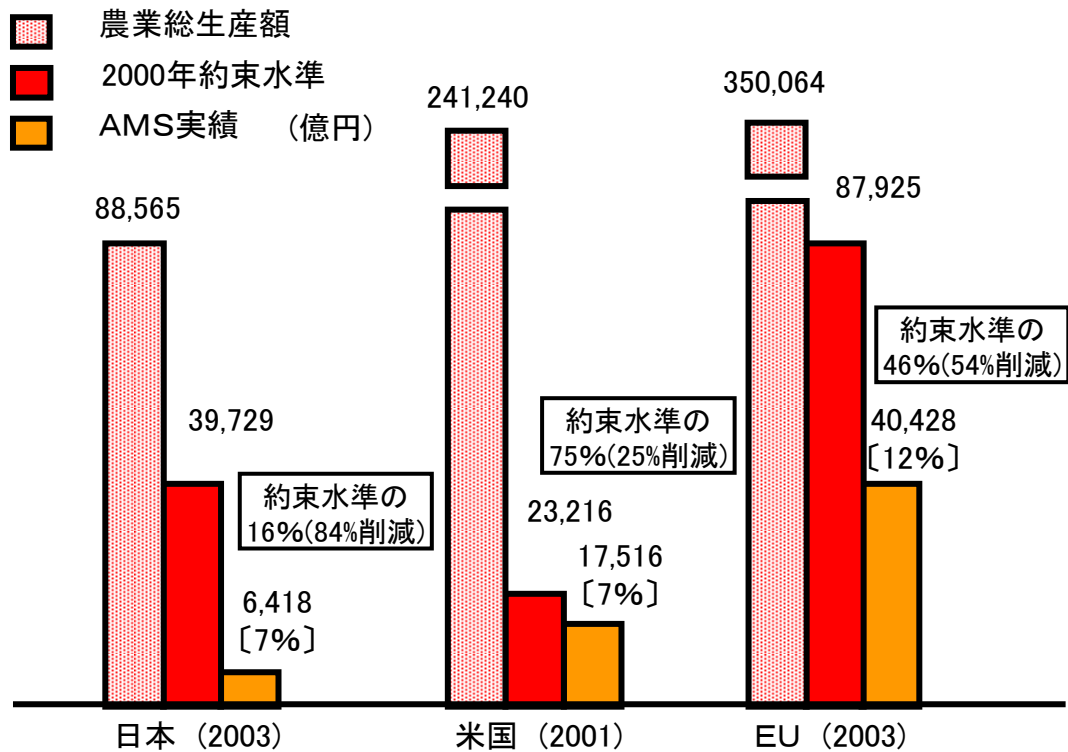
- 交渉は本格的な局面に入り、現在、主要国を中心とした二国間協議等が行われている状況。
- 交渉は、農業の市場参入のみならず、各国国内における農業補助金削減等も大きな論点。
- 我が国は、各国の状況をよくにらみながら戦略的に対応し、国内農業の構造改革の進捗状況にも留意しつつ、日本として最大限の利益を得られるよう取り組む。

交渉の構図



各国の国内農業補助金

貿易歪曲的な補助金である「黄」の政策について、我が国は、農政改革により、既に、約束水準の16%まで削減。



注: []内は農業総生産額に占めるAMS実績割合である。